




つくばみらい市規則第 9 号

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 23 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年つくばみらい市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 6 月 30 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。